

証券コード 3991  
2022年11月10日

株 主 各 位

東京都港区白金台五丁目12番7号  
ウオンテッドリー株式会社  
代表取締役社長 仲 暁 子

## 第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

第12期定時株主総会を下記により開催いたします。

近時の新型コロナウイルス感染拡大による事態を受け、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施のうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。株主様のご理解とご協力のほどお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年11月24日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご送付くださるか、2022年11月24日（木曜日）午後6時30分までにインターネット等によって議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月25日（金曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号  
エビスバルビル5階「EBiS303」  
カンファレンススペースABC  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
1. 第12期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第12期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

以 上



~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が  
生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス  
<https://wantedlyinc.com/ja>）に掲載させていただきます。

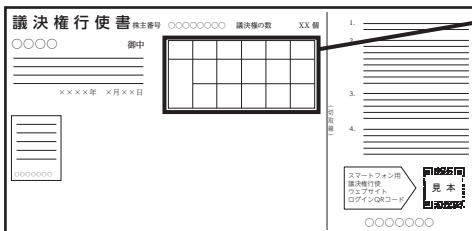


## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませよう願ひ申しあげませす。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございませす。

|                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2022年11月25日（金曜日）<br/>午前10時（受付開始：午前9時30分）</p> |  <p><b>書面（郵送）で議決権を行使される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年11月24日（木曜日）<br/>午後6時30分到着分まで</p> |  <p><b>インターネットで議決権を行使される場合</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年11月24日（木曜日）<br/>午後6時30分入力完了分まで</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書

株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 票

御中

××××年×月××日

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用議決権行使アプリ  
QRコード

印刷済見本

○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案、第3号議案
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
  - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印

- 第2号議案
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
  - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
  - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

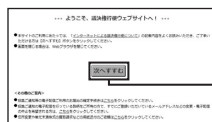
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 9：00～21：00）

(提供書面)

## 事業報告

(2021年9月1日から  
2022年8月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しておりますが、ワクチン接種の普及や各種政策の効果等により経済活動の正常化に向けた動きが見受けられます。一方で、不安定な国際情勢等による資源価格の高騰や急速な円安の進行等により企業を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況が継続しております。

このような経済環境の中、有効求人倍率は緩やかに回復傾向にあり、また就労者の転職活動や学生の就職活動は多様化しており、企業において人材採用活動におけるインターネットの活用について引き続き拡大傾向にあります。

このような事業環境の下、当社ビジネスSNSプラットフォーム「Wantedly」は堅調に成長を続け、2022年8月末時点で登録企業ユーザ数は前連結会計年度末から0.3万社増加し4.3万社、登録個人ユーザ数は前連結会計年度末から37万人増加し355万人となりました。

また、主力プロダクトである「Wantedly Visit」の継続的な開発・改善を図る一方で、シンガポール市場開拓や新たにエンゲージメントサービスの提供を開始しております。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は、4,497,674千円（前連結会計年度比25.8%増）、営業利益は1,251,727千円（同202.1%増）、経常利益は1,238,554千円（同205.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は741,633千円（同213.2%増）となりました。

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 9 期<br>(2019年8月期) | 第 10 期<br>(2020年8月期) | 第 11 期<br>(2021年8月期) | 第 12 期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年8月期) |
|-------------------------|---------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 営 業 収 益(千円)             | 2,922,366           | 3,094,524            | 3,574,659            | 4,497,674                         |
| 経 常 利 益(千円)             | 294,581             | 437,274              | 405,409              | 1,238,554                         |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(千円) | 146,495             | 233,461              | 236,792              | 741,633                           |
| 1株当たり<br>当期純利益(円)       | 15.94               | 25.12                | 25.29                | 78.97                             |
| 総 資 産(千円)               | 1,747,443           | 1,951,598            | 2,313,448            | 3,600,656                         |
| 純 資 産(千円)               | 793,866             | 1,053,164            | 1,294,903            | 2,059,561                         |
| 1株当たり<br>純資産額(円)        | 86.25               | 112.72               | 137.81               | 218.89                            |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                        | 第 9 期<br>(2019年 8 月期) | 第 10 期<br>(2020年 8 月期) | 第 11 期<br>(2021年 8 月期) | 第 12 期<br>(当事業年度)<br>(2022年 8 月期) |
|----------------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 営 業 収 益(千円)                | 2,902,079             | 3,092,001              | 3,571,384              | 4,493,836                         |
| 経 常 利 益(千円)                | 374,357               | 429,919                | 468,045                | 1,298,982                         |
| 当 期 純 利 益(千円)              | 38,599                | 226,106                | 234,858                | 749,512                           |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 (円) | 4.20                  | 24.33                  | 25.08                  | 79.81                             |
| 総 資 産(千円)                  | 1,741,826             | 1,942,328              | 2,308,607              | 3,595,851                         |
| 純 資 産(千円)                  | 794,941               | 1,047,037              | 1,294,903              | 2,059,561                         |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産 額 (円)   | 86.37                 | 112.07                 | 137.81                 | 218.89                            |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



### (3) 重要な子会社の状況

| 会社名                          | 資本金                   | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容             |
|------------------------------|-----------------------|----------|---------------------|
| Wantedly Singapore Pte. Ltd. | 4,600,000<br>シンガポールドル | 100.0%   | 当社サービスの海外市場開拓及び販売代理 |

### (4) 対処すべき課題

#### ① 既存事業の収益機会の拡大及び収益機会の創出

当社グループはビジネスSNSプラットフォームとして「Wantedly」を運営しており、企業ユーザ、個人ユーザのための様々なサービスを提供しております。

現在は「Wantedly Visit」などのサービスにて収益を得ておりますが、これらサービスにおいて新たな機能追加や利用企業層の開拓、提供国（海外展開）の拡大により収益機会の拡大を図って参ります。

また、収益化が始まったエンゲージメントサービスにおいても更なる収益機会の拡大・創出を図って参ります。

#### ② システムの安定性の確保

当社グループの主要事業におきましては、インターネット上にてサービス提供を行っている関係上、安定した事業運営を行うにあたり、新規事業等に伴うアクセス数の増加を考慮した、サーバー設備の強化、負荷分散システムの導入等が重要となるため、今後も設備投資等を継続的に行い、システムの安定性確保に取り組んで参ります。

#### ③ 事業組織体制の強化

今後の事業拡大及び収益基盤の強化を図るにあたり、専門性の高い優秀な人材の確保及び在籍する人員の育成に注力し、これまで同様、少人数での効率的な事業運営を意識しつつ、事業規模に応じた組織体制の整備を進めて参ります。

開発組織においては、複数の少人数チームがそれぞれ裁量をもって開発に取り組むことで無駄な確認やコミュニケーションを抑制し開発スピードを高い状態に保ちながら、各種ツールを活用した情報の可視化などにより定量的なデータに基づいて迅速な分析・意思決定を行う体制をさらに強化して参ります。

また、営業・マーケティング組織においては、企業ユーザの伸びに対し

て効率的に対応していく体制の強化が重要となります。具体的には、データ分析や各種ツールを活用しながら、見込客の創出・育成を介した反響型の企業ユーザ獲得を中心とし、多数の営業人員や広告投下に依存せず、利用企業への継続的な運用支援を行っていく継続課金型のビジネスモデルやエンゲージメントサービス及び海外展開などの新規事業の収益拡大に適した体制を強化して参ります。

#### ④ 情報管理体制の強化

当社グループは個人情報を含む多くの機密情報を保有しております。特に名刺管理アプリを提供していることから、これら情報管理の重要性については十分に認識しております。

個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図って参ります。

#### ⑤ 当社ブランドの知名度向上

当社グループはこれまでWebマーケティング技術やソーシャルメディアの有効活用により、サイト利用者の獲得を図って参りました。

しかしながら、既存事業の更なる拡大及び競合企業との差別化を図るにあたり、当社ブランドのより一層の確立が重要であると認識しており、現在費用対効果を慎重に検討の上、サイトへの流入拡大施策や広告宣伝及びプロモーション活動を強化しており、「Wantedly」ならびに「Wantedly Visit」をはじめとした個別サービスの知名度向上を図って参ります。

(5) 主要な事業内容 (2022年8月31日現在)

| 事業区分      | 事業内容                         |
|-----------|------------------------------|
| ビジネスSNS事業 | ビジネスSNSプラットフォーム「Wantedly」の運営 |

(6) 主要な事業所 (2022年8月31日現在)

① 当社

|     |       |
|-----|-------|
| 本 社 | 東京都港区 |
|-----|-------|

② 子会社

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| Wantedly Singapore Pte. Ltd. | シンガポール共和国 |
|------------------------------|-----------|

(7) 使用人の状況 (2022年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分      | 使用人数       | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|------------|-------------|
| ビジネスSNS事業 | 108 (21) 名 | 12名減(1名増)   |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パートタイマー及び契約社員は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは、ビジネスSNS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|------------|-------|--------|
| 104 (18) 名 | 12名減 (1名減) | 29.9歳 | 2.7年   |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パートタイマー及び契約社員は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社は、ビジネスSNS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年8月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、2022年4月4日付で、東京証券取引所の新市場区分であるグロース市場へ移行しております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年8月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 36,000,000株  
② 発行済株式の総数 9,395,000株 (自己株式179株を含む。)

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は16,300株増加しております。

- ③ 株主数 1,169名  
④ 大株主

| 株主名                                                   | 持株数        | 持株比率   |
|-------------------------------------------------------|------------|--------|
| 仲 暁 子                                                 | 6,506,800株 | 69.26% |
| 株式会社サイバーエージェント                                        | 828,500    | 8.82   |
| 川 田 尚 吾                                               | 547,800    | 5.83   |
| 株式会社日本カストディ銀行<br>( 信 託 口 )                            | 297,600    | 3.17   |
| 川 崎 禎 紀                                               | 207,400    | 2.21   |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED<br>OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) | 191,500    | 2.04   |
| アーキタイプ株式会社                                            | 122,500    | 1.30   |
| JP JPMSE LUX RE J.P. MORGAN SEC<br>P L C E Q C O      | 76,520     | 0.81   |
| 五 味 大 輔                                               | 39,000     | 0.42   |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC<br>I S G ( F E - A C ) | 35,300     | 0.38   |

(注) 持株比率は、自己株式179株を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                                |                                  | 第 4 回 新 株 予 約 権                               |
|------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                      |                                  | 2015年11月26日                                   |
| 新 株 予 約 権 の 数                                  |                                  | 1,560個                                        |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と なる<br>株 式 の 種 類 と 数<br>(注) 1 |                                  | 普通株式 156,000株<br>(新株予約権 1 個につき 100株)          |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                            |                                  | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>(注) 1                |                                  | 新株予約権 1 個当たり 90,000円                          |
| 権 利 行 使 期 間                                    |                                  | 2017年11月27日から<br>2025年11月26日まで                |
| 行 使 の 条 件                                      |                                  | (注) 2                                         |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                               | 取 締 役<br>(監査等委員、社外取締役を除く)        | 新株予約権の数 1,026個<br>目的となる株式 102,600株<br>保有者数 1名 |
|                                                | 社 外 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 を 除 く ) | 該当なし                                          |
|                                                | 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )           | 該当なし                                          |

(注) 1. 当社の普通株式は、2017年12月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の株式分割を行っております。その結果、新株予約権の目的となる株式の種類と数、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、使用人又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。
- ③ 新株予約権 1 個の分割行使はできない。
- ④ その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |             | 第10回新株予約権                                 |
|------------------------|-------------|-------------------------------------------|
| 発行決議日                  |             | 2021年10月15日                               |
| 新株予約権の数                |             | 20個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |             | 普通株式 2,000株<br>(新株予約権1個につき 100株)          |
| 新株予約権の払込金額             |             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |             | 新株予約権1個当たり 224,200円                       |
| 権利行使期間                 |             | 2023年10月16日から<br>2031年10月15日まで            |
| 行使の条件                  |             | (注)                                       |
| 使用人等への<br>交付状況         | 当社使用人       | 新株予約権の数 20個<br>目的となる株式数 2,000株<br>交付者数 3名 |
|                        | 子会社の役員及び使用人 | 該当なし                                      |

(注) 新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。

- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、使用人又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。
- ③新株予約権1個の分割行使はできない。
- ④その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2022年 8月 31日 現在)

| 会社における地位         | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                             |
|------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長          | 仲 暁 子     | Wantedly Singapore Pte. Ltd. 取締役                                                                         |
| 取締役              | 川 崎 禎 紀   | 開発部門管掌<br>Wantedly Singapore Pte. Ltd. 取締役                                                               |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 高 原 明 子   | PCIホールディングス株式会社社外取締役(監査等委員)<br>株式会社ビビッドガーデン社外監査役<br>株式会社リブ・コンサルティング社外取締役(監査等委員)                          |
| 取締役(監査等委員)       | 成 松 淳     | ミュージオ株式会社代表取締役社長<br>株式会社レアジョブ社外取締役(監査等委員)<br>株式会社クロス・マーケティンググループ社外取締役(監査等委員)                             |
| 取締役(監査等委員)       | 吉 羽 真 一 郎 | 潮見坂総合法律事務所パートナー弁護士<br>株式会社スタジオアタオ社外取締役(監査等委員)<br>株式会社サイバー・バズ社外監査役<br>株式会社ハマイ社外取締役(監査等委員)<br>フリー株式会社社外監査役 |

- (注) 1. 取締役高原明子氏、取締役成松淳氏及び取締役吉羽真一郎氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査等委員高原明子氏は大手企業や中小企業において、財務・経理業務、内部監査業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員成松淳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員吉羽真一郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び会社法等に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
6. 当社は、取締役高原明子氏、取締役成松淳氏及び取締役吉羽真一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。



② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、当該定款に基づき、社外取締役3名と責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が、その責務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）が補償されることとなります。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反の場合や、保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等は保険の対象としないこととしております。

#### ④ 取締役の報酬等

##### イ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2017年11月22日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年11月26日開催の定時株主総会において、年額12,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

##### ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する基本方針

当事業年度においては、2021年11月25日開催の取締役会にて代表取締役仲曉子に取締役（監査等委員であるものを除く）の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内における、各取締役の基本報酬の額の決定であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

具体的には、取締役の報酬等は、各取締役の職責や役位に応じて支給する固定報酬と、会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて支給する業績連動報酬で構成されております。種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、役位、職責、在籍年数を考慮して決定しており、業績連動報酬等の比率の目安は、基本報酬の5%から50%としております。

業績連動報酬に関しましては、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業収益、連結営業利益などの予め定められた目標値に対する達成度合いに応じて額を算定しております。また、目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとしております。

取締役会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを審議の上確認しています。よって、取締役会は、当該個人別の報酬等は当該決定方針に沿うものであると判断しています。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分                      | 報酬等の総額（千円）         | 報酬等の種類別の総額（千円）     |              |          | 員数         |
|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------|----------|------------|
|                         |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬等      | 非金銭報酬    |            |
| 取締役<br>（監査等委員を除く）       | 35,000             | 32,000             | 3,000        | -        | 2名         |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役） | 10,800<br>(10,800) | 10,800<br>(10,800) | -<br>(-)     | -<br>(-) | 3名<br>(3名) |
| 合計<br>（うち社外取締役）         | 45,800<br>(10,800) | 42,800<br>(10,800) | 3,000<br>(-) | -<br>(-) | 5名<br>(3名) |

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）高原明子氏は、PCIホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社ビビッドガーデン社外監査役、株式会社リブ・コンサルティング社外取締役（監査等委員）を兼職しております。株式会社ビビッドガーデン及び株式会社リブ・コンサルティングは当社サービスの販売先であります。その取引額は当社の売上高の0.1%未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当していないと判断しております。また、その他の各兼職先と当社との間には特別な関係はございません。
- ・社外取締役（監査等委員）成松淳氏は、ミュージオ株式会社代表取締役社長、株式会社レアジョブ社外取締役（監査等委員）、株式会社クロス・マーケティンググループ社外取締役（監査等委員）を兼職しております。ミュージオ株式会社は当社サービスの販売先であります。その取引額は当社の売上高の0.1%未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当していないと判断しております。また、その他の各兼職先と当社との間には特別な関係はございません。
- ・社外取締役（監査等委員）吉羽真一郎氏は、潮見坂総合法律事務所パートナー弁護士、株式会社スタジオアタオ社外取締役（監査等委員）、株式会社サイバー・バズ社外監査役、株式会社ハマイ社外取締役（監査等委員）、フリー株式会社社外監査役を兼職しております。株式会社サイバー・バズは当社サービスの販売先であります。その取引額は当社の売上高の0.1%未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当していないと判断しております。また、その他の各兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|                |         | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                        |
|----------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 高 原 明 子 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会13回のうち13回出席いたしました。企業経営などの分野における豊富な経験と高い見地にに基づき、また経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の違法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っており、社外取締役として適切な役割を果たしております。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 成 松 淳   | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会13回のうち13回出席いたしました。経験豊富な経営者の観点及び公認会計士としての見識に基づき、財務及び会計並びに内部統制についての発言を適宜行っており、社外取締役として適切な役割を果たしております。                               |
| 取締役<br>(監査等委員) | 吉 羽 真一郎 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会13回のうち13回出席いたしました。弁護士としての専門的な見地から、法務関連についての発言を適宜行っており、社外取締役として適切な役割を果たしております。                                                     |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人 トーマツ

② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 29,600千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29,600千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で責任限定契約を締結しておりません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 取締役及び使用人は、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
  - ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
  - ・ 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
  - ・ 監査等委員は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
  - ・ 社内外の通報窓口につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下「内部通報制度」という。）を構築する。
  - ・ 法令違反行為が発見された場合には、取締役会において迅速に情報を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応していく。
  
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
  - ・ 個人情報適正管理規程その他の規程等を定め、情報資産の保護・管理を行う。
  
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
  - ・ 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え適切な体制を整備し、不測の事態が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を取り、事業に及ぼす影響を最小限に抑えるよう努める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・定款及び取締役会規程に基づき取締役会を運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
  - ・取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
  - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程を制定する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、経営理念に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
  - ・内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、グループ全体に対して業務の監査を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項
- ・監査等委員会の職務は内部監査部門においてこれを補助する。
  - ・内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、内部監査の計画を立案及び実施し、監査等委員と密な連携を保つとともに、定期的な報告を行う。また、監査等委員の指示に基づき、必要に応じて特定事項の調査を行うことができる。
  - ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適切な人員配置を行う。
  - ・補助使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令下で業務を行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの指揮命令は受けない。
  - ・補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査等委員会の意見を尊重する。



- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、及び当該報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令に定められた事項のほか、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。
  - ・当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
  - ・当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告を行ったことを理由とした不利益な取扱いを受けないことを明示的に定める。
- ⑧ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当社がその費用等が監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
  - ・監査等委員は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行うとともに、必要に応じて当社及び当社子会社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
  - ・監査等委員は、必要に応じて会計監査人と意見交換を行う。
  - ・監査等委員は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
  - ・監査等委員は、定期的に内部監査担当者と意見交換を行い、連携の強化を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた内部統制システムの施策及び規定に従って、具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかのモニタリングを常時行っております。併せて、コーポレートチームは当社の各部門に対して、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、個人情報保護、インサイダー取引防止及び財務報告に係る内部統制に関する教育及び研修を実施しております。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、利益還元政策を決定していく所存であります。しかしながら、当社は当期純利益を計上しておりますが、未だ内部留保が充実しているとはいえず、創業以来配当を行っておりません。また、当社グループは現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主に対して利益還元を行うことを検討して参りますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

## 連結貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目      | 金 額       |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)   |           |
| 流動資産      | 3,282,428 | 流動負債     | 1,541,095 |
| 現金及び預金    | 2,753,404 | 未払金      | 336,099   |
| 売掛金       | 277,705   | 未払法人税等   | 452,140   |
| 前払費用      | 250,522   | 契約負債     | 551,092   |
| その他       | 9,334     | その他      | 201,762   |
| 貸倒引当金     | △8,537    | 負債合計     | 1,541,095 |
| 固定資産      | 318,227   | (純資産の部)  |           |
| 有形固定資産    | 98,159    | 株主資本     | 2,057,971 |
| 建物        | 66,848    | 資本金      | 258,073   |
| 工具、器具及び備品 | 31,310    | 資本剰余金    | 246,544   |
| 投資その他の資産  | 220,068   | 利益剰余金    | 1,553,772 |
| 投資有価証券    | 4,998     | 自己株式     | △417      |
| 繰延税金資産    | 74,293    | その他の包括利益 |           |
| 敷金        | 140,770   | 累計額      | △1,501    |
| その他       | 5,303     | 為替換算調整勘定 | △1,501    |
| 貸倒引当金     | △5,298    | 新株予約権    | 3,090     |
| 資産合計      | 3,600,656 | 純資産合計    | 2,059,561 |
|           |           | 負債純資産合計  | 3,600,656 |

## 連結損益計算書

(2021年9月1日から  
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額         |
|-----------------|---------|-----------|
| 営業収益            |         | 4,497,674 |
| 営業費用            |         | 3,245,947 |
| 営業利益            |         | 1,251,727 |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息            | 20      |           |
| 為替差益            | 6,090   |           |
| 助成金収入           | 2,948   |           |
| 受取遅延損害金         | 762     |           |
| その他             | 738     | 10,562    |
| 営業外費用           |         |           |
| 債権売却損           | 23,065  |           |
| その他             | 670     | 23,735    |
| 経常利益            |         | 1,238,554 |
| 特別損失            |         |           |
| 投資有価証券評価損       | 6,007   |           |
| 固定資産除却損         | 439     | 6,446     |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 1,232,107 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 514,745 |           |
| 法人税等調整額         | △24,271 | 490,474   |
| 当期純利益           |         | 741,633   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 741,633   |

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から  
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                     | 250,738 | 239,209   | 812,139   | △271    | 1,301,815   |
| 当 期 変 動 額                     |         |           |           |         |             |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)       | 7,335   | 7,335     |           |         | 14,670      |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |         |           | 741,633   |         | 741,633     |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |           |           | △146    | △146        |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純 額) |         |           |           |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | 7,335   | 7,335     | 741,633   | △146    | 756,156     |
| 当 期 末 残 高                     | 258,073 | 246,544   | 1,553,772 | △417    | 2,057,971   |

|                               | その他の包括利益累計額 |                                 | 新株予約権 | 純資産合計     |
|-------------------------------|-------------|---------------------------------|-------|-----------|
|                               | 為替換算調整勘定    | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |       |           |
| 当 期 首 残 高                     | △9,381      | △9,381                          | 2,469 | 1,294,903 |
| 当 期 変 動 額                     |             |                                 |       |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)       |             |                                 |       | 14,670    |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |             |                                 |       | 741,633   |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |             |                                 |       | △146      |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純 額) | 7,879       | 7,879                           | 621   | 8,500     |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | 7,879       | 7,879                           | 621   | 764,657   |
| 当 期 末 残 高                     | △1,501      | △1,501                          | 3,090 | 2,059,561 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 Wantedly Singapore Pte. Ltd.

#### (2) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～18年

工具、器具及び備品 3年～15年

##### ③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、ビジネスSNS「Wantedly」を運営しており、顧客との契約から生じる収益は、基本プランの利用料金である「ストック収益」及びそれ以外の「フロー収益」により認識しております。

「ストック収益」については、契約に基づく顧客へのサービス提供が、一定の期間にわたり継続的に履行義務を充足する取引であると判断しており、契約期間にわたり一定の役務提供がなされるため、顧客との契約におけるサービス提供期間にわたり契約に基づく取引価格を按分し収益を認識しております。

「フロー収益」のうち、契約期間にわたり提供するオプション等については、契約に基づく顧客へのサービス提供が、一定の期間にわたり継続的に履行義務を充足する取引であると判断しており、契約期間にわたり一定の役務提供がなされるため、顧客との契約におけるサービス提供期間にわたり契約に基づく取引価格を按分し収益を認識しております。また、サービスの提供または成果物の納品により履行義務を充足する取引については、顧客との契約に基づく取引価格を一時点で収益を認識しております。

#### ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該会計基準の適用が当連結会計年度の損益に及ぼす影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することとしております。

## (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものではありません。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 103,077千円 |
|----------------|-----------|

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 9,395,000株 |
|------|------------|

### (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 106,800株 |
|------|----------|

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っております。一時的な余資につきましては普通預金で保有しております。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は流動性リスクに晒されております。また、敷金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は非上場株式であり、発行体の信用リスク又は為替の変動リスクに晒されています。



③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権についてコーポレートチームが取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。これにより、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、コーポレートチームが適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織りこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額4,998千円）は、次表には含まれておりません（注）1.を参照ください）。

|            | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 敷金（※2） | 140,770            | 138,860    | △1,910     |
| 資産計        | 140,770            | 138,860    | △1,910     |

（※1）現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（※2）「連結貸借対照表計上額」及び「時価」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）を控除しております。

（注）1. 市場価格のない株式等

| 区分    | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) |
|-------|--------------------|
| 非上場株式 | 4,998              |

## 2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 2,753,404    | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 277,705      | —                   | —                    | —            |
| 敷金     | 506          | —                   | 122,574              | 1,061        |
| 合計     | 3,031,615    | —                   | 122,574              | 1,061        |

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。

- ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分  | 時価 (千円) |         |      |         |
|-----|---------|---------|------|---------|
|     | レベル1    | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 敷金  | —       | 138,860 | —    | 138,860 |
| 資産計 | —       | 138,860 | —    | 138,860 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 敷金

時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等の適切な指標に基づいた利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、「ビジネスSNS事業」の単一セグメントであり、当社グループの営業収益は基本プランの利用料金である「ストック収益」及びそれ以外の「フロー収益」の2つの種類に分解して認識しております。

主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

|               | 当連結会計年度     |
|---------------|-------------|
| ストック収益        | 3,559,108千円 |
| フロー収益         | 938,566千円   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 4,497,674千円 |
| その他の収益        | －千円         |
| 外部顧客への営業収益    | 4,497,674千円 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

|                     | 当連結会計年度   |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 238,024千円 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 277,705千円 |
| 契約負債（期首残高）          | 485,364千円 |
| 契約負債（期末残高）          | 551,092千円 |

契約負債は、主に顧客から契約期間分の対価を一括で受領すること等による前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、473,003千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点において、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

|     | 当連結会計年度  |
|-----|----------|
| 1年内 | 50,233千円 |
| 1年超 | 10,733千円 |
| 合計  | 60,967千円 |

8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 218円89銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 78円97銭  |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目      | 金 額       |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)   |           |
| 流動資産      | 3,262,425 | 流動負債     | 1,536,290 |
| 現金及び預金    | 2,720,675 | 未払金      | 331,795   |
| 売掛金       | 277,076   | 未払費用     | 27,213    |
| 前払費用      | 249,440   | 未払法人税等   | 452,140   |
| その他       | 23,521    | 契約負債     | 551,092   |
| 貸倒引当金     | △8,289    | 預り金      | 54,532    |
| 固定資産      | 333,426   | その他      | 119,516   |
| 有形固定資産    | 98,159    | 負債合計     | 1,536,290 |
| 建物        | 66,848    | (純資産の部)  |           |
| 工具、器具及び備品 | 31,310    | 株主資本     | 2,056,470 |
| 投資その他の資産  | 235,266   | 資本金      | 258,073   |
| 投資有価証券    | 4,998     | 資本剰余金    | 246,544   |
| 関係会社株式    | 16,260    | 資本準備金    | 151,573   |
| 繰延税金資産    | 74,293    | その他資本剰余金 | 94,971    |
| 敷金        | 139,709   | 利益剰余金    | 1,552,270 |
| その他       | 5,303     | その他利益剰余金 | 1,552,270 |
| 貸倒引当金     | △5,298    | 繰越利益剰余金  | 1,552,270 |
| 資産合計      | 3,595,851 | 自己株式     | △417      |
|           |           | 新株予約権    | 3,090     |
|           |           | 純資産合計    | 2,059,561 |
|           |           | 負債純資産合計  | 3,595,851 |

## 損 益 計 算 書

(2021年9月1日から  
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額         |
|-----------------------|---------|-----------|
| 営 業 収 益               |         | 4,493,836 |
| 営 業 費 用               |         | 3,191,550 |
| 営 業 利 益               |         | 1,302,286 |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 20      |           |
| 為 替 差 益               | 4,805   |           |
| 業 務 受 託 料             | 12,532  |           |
| 助 成 金 収 入             | 1,570   |           |
| 受 取 遅 延 損 害 金         | 762     |           |
| そ の 他                 | 738     | 20,431    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 債 権 売 却 損             | 23,065  |           |
| そ の 他                 | 670     | 23,735    |
| 経 常 利 益               |         | 1,298,982 |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 6,007   |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 52,549  |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 439     | 58,995    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 1,239,987 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 514,745 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △24,271 | 490,474   |
| 当 期 純 利 益             |         | 749,512   |

## 株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から  
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |              |             |                             |             |      | 自己株式      | 株主資本<br>合計 |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|------|-----------|------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              |             | 利 益 剰 余 金                   |             |      |           |            |
|                         |         | 資本準備金     | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益剰<br>余金 | 利益剰余金<br>合計 |      |           |            |
| 当 期 首 残 高               | 250,738 | 144,238   | 94,971       | 239,209     | 802,757                     | 802,757     | △271 | 1,292,434 |            |
| 当 期 変 動 額               |         |           |              |             |                             |             |      |           |            |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 7,335   | 7,335     |              | 7,335       |                             |             |      | 14,670    |            |
| 当 期 純 利 益               |         |           |              |             | 749,512                     | 749,512     |      | 749,512   |            |
| 自己株式の取得                 |         |           |              |             |                             |             | △146 | △146      |            |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額   |         |           |              |             |                             |             |      |           |            |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 7,335   | 7,335     | -            | 7,335       | 749,512                     | 749,512     | △146 | 764,036   |            |
| 当 期 末 残 高               | 258,073 | 151,573   | 94,971       | 246,544     | 1,552,270                   | 1,552,270   | △417 | 2,056,470 |            |

|                         | 新株予約権 | 純資産合計     |
|-------------------------|-------|-----------|
| 当 期 首 残 高               | 2,469 | 1,294,903 |
| 当 期 変 動 額               |       |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) |       | 14,670    |
| 当 期 純 利 益               |       | 749,512   |
| 自己株式の取得                 |       | △146      |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額   | 621   | 621       |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 621   | 764,657   |
| 当 期 末 残 高               | 3,090 | 2,059,561 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

##### (イ) 関係会社株式

移動平均法による原価法

##### (ロ) その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |         |
|-----------|---------|
| 建物        | 15年～18年 |
| 工具、器具及び備品 | 3年～15年  |

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、ビジネスSNS「Wantedly」を運営しており、顧客との契約から生じる収益は、基本プランの利用料金である「ストック収益」及びそれ以外の「フロー収益」により認識しております。

「ストック収益」については、契約に基づく顧客へのサービス提供が、一定の期間にわたり継続的に履行義務を充足する取引であると判断しており、契約期間にわたり一定の役務提供がなされるため、顧客との契約におけるサービス提供期間にわたり契約に基づく取引価格を按分し収益を認識しております。

「フロー収益」のうち、契約期間にわたり提供するオプション等については、契約に基づく顧客へのサービス提供が、一定の期間にわたり継続的に履行義務を充足する取引であると判断しており、契約期間にわたり一定の役務提供がなされるため、顧客との契約におけるサービス提供期間にわたり契約に基づく取引価格を按分し収益を認識しております。また、サービスの提供または成果物の納品により履行義務を充足する取引については、顧客との契約に基づく取引価格を一時点で収益を認識しております。



- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該会計基準の適用が当事業年度の損益に及ぼす影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に与える影響はありません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしております。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|           |          |
|-----------|----------|
| 関係会社株式    | 16,260千円 |
| 関係会社株式評価損 | 52,549千円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、連結子会社であるWantedly Singapore Pte. Ltd.の株式です。

関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としています。関係会社株式の評価は、実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。実質価額が著しく低下した場合には相当の減損処理を行っておりますが、回復する見込があると認められる場合には減損処理を行わないことがあります。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 103,077千円 |
| (2) 関係会社に対する短期金銭債権 | 14,187千円  |

### 5. 損益計算書に関する注記

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 関係会社との取引高       |          |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 12,532千円 |

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

|      |      |
|------|------|
| 普通株式 | 179株 |
|------|------|

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

|          |            |
|----------|------------|
| 繰延税金資産   |            |
| 未払事業税    | 19,722千円   |
| 未払事業所税   | 1,076千円    |
| 貸倒引当金    | 4,160千円    |
| 貸倒損失否認   | 2,862千円    |
| 未払賞与     | 50,564千円   |
| 子会社株式    | 111,183千円  |
| 投資有価証券   | 3,369千円    |
| 敷金償却     | 3,928千円    |
| 減価償却超過額  | 0千円        |
| ソフトウェア   | 391千円      |
| 繰延税金資産小計 | 197,259千円  |
| 評価性引当額   | △122,966千円 |
| 繰延税金資産合計 | 74,293千円   |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

| 種 類   | 会社等の名称                             | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係                       | 取引内容         | 取引金額<br>(千円) | 科 目         | 期末残高<br>(千円) |
|-------|------------------------------------|---------------------|---------------------------------|--------------|--------------|-------------|--------------|
| 子 会 社 | Wantedly<br>Singapore<br>Pte. Ltd. | (所有)<br>直接 100.0%   | 当社サービスの海外市場開拓及び販売代理<br>役員の兼任 2名 | 経費の立替        | 1,655        | その他流動<br>資産 | 1,655        |
|       |                                    |                     |                                 | 業務受託料<br>(注) | 12,532       | その他流動<br>資産 | 12,532       |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 業務受託料は市場価格を勘案してその都度交渉の上決定しております。

### (2) 役員及び個人主要株主等

| 種 類 | 会社等の名称<br>又は氏名 | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係 | 取引内容                | 取引金額<br>(千円) | 科 目 | 期末残高<br>(千円) |
|-----|----------------|---------------------|-----------|---------------------|--------------|-----|--------------|
| 役 員 | 川崎 禎紀          | (被所有)<br>直接 2.21%   | 当社取締役     | 新株予約権<br>の行使<br>(注) | 11,970       | -   | -            |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 2015年11月26日開催の取締役会決議により付与されたストック・オプションのうち、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による払込金額を記載しております。

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 218円89銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 79円81銭  |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

子会社への増資

当社は、2022年9月15日開催の取締役会において、当社の連結子会社である Wantedly Singapore Pte. Ltd. に対する増資を行うことを決議し、2022年9月30日に実施しております。

### (1) 増資の目的

当社は、海外市場開拓を目的として 2016年11月にシンガポールに連結子会社として Wantedly Singapore Pte. Ltd. を設立しました。今般の増資は、同国内において更なる事業拡大にかかる資金需要に対応するためのものであります。

### (2) 増資する子会社の概要

|      |                              |
|------|------------------------------|
| 名称   | Wantedly Singapore Pte. Ltd. |
| 所在地  | シンガポール共和国                    |
| 事業内容 | 当社サービスの海外市場開拓及び販売代理          |

### (3) 増資の内容

|         |                |
|---------|----------------|
| 増資金額    | 1,000千シンガポールドル |
| 増資後出資比率 | 100%           |

## 12. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年10月20日

ウォンテッドリー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 石川 喜裕  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 竹田 裕

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウォンテッドリー株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウォンテッドリー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の

責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を

与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年10月20日

ウォンテッドリー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 石川 喜裕  
公認会計士 竹田 裕

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウォンテッドリー株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の

職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業

倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制にかかわる部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の役員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月21日

ウォンテッドリー株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 高原 明子 (印)

監査等委員 成松 淳 (印)

監査等委員 吉羽 真一郎 (印)

(注) 監査等委員高原明子、成松淳及び吉羽真一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第16条（株主総会参考書類等の電子提供措置）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（株主総会参考書類等の電子提供措置）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>第1条 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める改正規定の施行の日である令和4年9月1日(以下、「施行日」という。)から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款16条(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |



**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会からは、特段の指摘すべき事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | なか 仲 あきこ 暁子<br>(1984年10月12日)    | 2008年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社<br>2010年7月 Facebook Japan株式会社入社<br>2010年9月 当社設立 代表取締役社長就任<br>(現任)                  | 6,506,800株 |
| 2     | ※ おんだ まさし 恩田 将司<br>(1986年6月30日) | 2009年4月 株式会社リクルートスタッフィング入社<br>2017年4月 株式会社リクルートテクノロジーズ（現：株式会社リクルート）入社<br>2019年4月 当社入社<br>2022年9月 当社 執行役員就任（現任） | —          |

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。  
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 3. 各候補者のうち、現に当社の取締役である候補者の当社における各担当及び重要な兼職につきましては、招集通知に添付の事業報告16ページに記載のとおりであります。  
 4. 取締役候補者仲暁子氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。  
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し保険期間中に提起された賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）が補償されることとしております。全ての候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新を予定しております。

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件  
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2017年11月22日開催の第7期定時株主総会において、固定の月額報酬及び業績連動報酬を含めた年額500万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、今般、コーポレートガバナンスの強化に伴う取締役の責務や期待される役割が拡大しており、また、経済情勢や経営環境の変化及び他社報酬水準その他諸般の事情を考慮いたしまして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を固定の月額報酬及び業績連動報酬を含めた年額1000万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

本議案は、上記の事情及び事業報告18ページに記載の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を勘案して取締役会で決定しており、その内容は相当であると考えております。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名となります。



# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号  
エビススバルビル5階「EBiS303」  
カンファレンススペースABC



交通 JR 恵比寿駅東口から徒歩約3分  
地下鉄日比谷線恵比寿駅1番出口から徒歩約4分